

帰還困難区域に関わる人権問題

< 帰還困難区域 >

福島県の、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市の7つの市町村にまたがる地域が帰還困難区域に指定されています。

帰還困難区域では、避難の徹底が必要とされ、区域の境界において物理的な防護措置が実施されています。また、帰還困難区域にある道路では、通行証を不要とする区間を設定して自由に通行できるようにする「特別通過交通制度」も適用されています。

< 居住の自由と公共の福祉 >

憲法は「どこにでも住むことが出来る自由」を保障していますが、こうした自由には「公共の福祉に反しない限り」という制限がついていて、これが“曲者”です。福島原発災害にともなう「避難指示」は、「居住者の生命身体に対する危険を防止する」という「公共の福祉」のために行われています。

< 憲法違反！ >

福島第一原発が再度の暴発を起こすことが恐れられているなかで発令された避難指示は、当然の必要なこととでした。しかし事故後十年余を経たこんにち、早期の帰還/帰宅を求める被災者のなかには不要な束縛とされているひともいます。特に、自宅の放射線線量を測って汚染線量が減衰していることを確かめ、もはや「生命身体に対する危険を防止する」ための避難は必要ないと主張する避難生活者にとって「帰還困難区域」は居住の自由を侵害する憲法違反の存在でしかなくなっているわけです。

避難指示は公権力による「居住の自由」の侵害であって、だから「居住者の生命身体に対する危険を防止する」必要がなくなれば、避難指示解除の訴えはひとりであろうとかるんじられてはならないはずです。

ただ概して公務員たちは「憲法」を軽んじがちで、だからわざわざ憲法で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」(第99条)と念を押しておかねばならないのです。

(